

委託業務特記仕様書（令和8年7月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書（令和8年7月）」、「徳島県設計業務共通仕様書（令和8年7月）」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書（令和8年7月）」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

委託業務共通仕様書について

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7314451/>

（成績評定の選択制（試行））

- 第2条 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

- 第3条 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。

なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第4条 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）

を目標として定め、計画的に業務を履行する)の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。

- (1) ウェンズデー・ホーム(水曜日は定時の帰宅を心がける。)
 - (2) マンデー・ノーピリオド(月曜日(連休明け)を依頼の期限日としない。)
 - (3) フライデー・ノーリクエスト(金曜日(連休前)に依頼をしない。)
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
 - 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
 - 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
 - 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

(業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】)

第5条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場(受注者希望型)」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

(情報共有システム活用業務【受注者希望型】)

第6条 受注者は、情報共有システム(以下「システム」という。)の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務(以下、「対象業務」という)とすることができる。

- 2 対象業務は、次の URL にある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県 CALS/EC

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

(CIM活用業務【受注者希望型】)

第7条 本業務は、CIM(Construction Information Modeling, Management)を活用し、建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を目的とした「CIM活用業務(受注者希望型)」の対象業務であり、別に定める「CIM活用業務試行要領」を適用する。

- 2 受注者は、C I M活用業務の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7238626/>

（熱中症対策費（施設・設備）の対象業務）

第8条 本業務は、熱中症対策費（施設・設備）の適用対象業務である。

- 2 管理技術者等は、熱中症対策（施設・設備）を実施する場合は、「熱中症対策費（施設・設備）計画書」を提出し、監督員と協議を行うことができる。なお、協議が整い、対策を実施した場合、「委託業務の熱中症対策費（施設・設備）に係る積算要領」に基づく設計変更の対象とする。

委託業務の熱中症対策費（施設・設備）に係る積算要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7314043/>